

南相馬市介護事業所就労支援助成金交付要綱

令和4年6月23日
告示第146号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において不足する介護人材を確保するため、本市の介護事業所に就労する者に対し、就労した際の奨励金及び民間賃貸住宅を借り上げた場合の家賃の助成金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法により指定を受けた事業所で、市内において介護サービスを提供する事業所をいう。
- (2) 就労 介護保険法により指定を受けた事業所と雇用契約を締結し就業することをいう。
- (3) 正規職員 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、公務員は除く。
 - ア その雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者
 - (ア) 雇用期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
 - イ 自ら事業を営む者(家業の後継者を含む。)
- (4) 有資格者 介護福祉士、社会福祉士、実務者研修修了者、ヘルパー資格取得者、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格者、看護師、准看護師、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、針灸師、管理栄養士又は保育士の資格を有する者をいう。
- (5) 外国人 特定技能制度及び技能実習制度による在留資格を有し、市内の介護事業所と雇用契約を締結し就労する外国人をいう。
- (6) 民間賃貸住宅 市内に建物を所有する者との間で賃貸契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅を除く。
- (7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料(敷金、礼金、仲介料、管理費、共益費、駐車場料金を除く。)の月額をいう。

(対象者等)

第3条 交付の対象となる者、奨励金及び助成金の額並びに申請方法は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 就労奨励金事業の交付対象期間は、就労者と介護事業所との雇用契約締書の締結日から起算して1年とする。
- 3 住宅手当助成金事業の交付対象期間は、就労を開始した日が属する月から起算して36月とする。
- 4 奨励金及び助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 市内の介護事業所に正規職員として就労した者で、奨励金及び助成金の交付を受けようとする者は、介護事業所就労支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 規則第13条の規定による実績報告は、前項の申請書をもって、これに代えるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに奨励金又は助成金の交付の可否を決定するとともに、申請者に介護事業所就労支援助成金交付決定通知(様式第2号)を通知するものとする。

- 2 規則第14条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(返還)

第6条 市長は、奨励金又は助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他の不正な手段により奨励金又は助成金の交付を受けたときは、交付した奨励金及び助成金を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、奨励金又は助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付については、第5条から第7条までの規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表（第3条関係）

対象事業	対象者	奨励金又は助成金の額	申請方法等
就労奨励金事業	<p>市内の介護事業所と正規職員として就労の雇用契約を締結した就労者で次の要件を満たすもの。ただし、他の制度において同様の奨励金を受給した場合及び就労期間が6月に満たない場合は対象外とする。</p> <p>(1) 介護に関する有資格者で市内外から市内の介護事業所へ就労する者（有資格者が就労する市内の事業所から市内の介護事業所へ転職する場合は除く）</p> <p>(2) 介護の資格を有しない市内在住者で市内の介護事業所へ就労する者</p> <p>(2) 介護の資格を有しない市外在住者で市内の介護事業所へ就労する者（市内の介護事業所へ就労するため転入した者を含む。ただし、転入した日が、雇用契約を締結した日から1月前までとする。）</p> <p>(4) 特定技能制度又は技能実習制度による在留資格を有し、市内の介護事業所と雇用契約を締結し就労する外国人</p>	<p>半年ごとに就労を確認し、該当する奨励金の半額分を2回に分けて交付</p> <p>(1)の要件に該当する者40万円</p> <p>(2)の要件に該当する者20万円</p> <p>(3)及び(4)の要件に該当する者30万円</p>	<p>市内の介護事業所での就労開始から半年間ごとに該当する奨励金の半額分を2回申請</p>
住宅手当助成金事業	<p>市内の介護事業所と正規職員として就労の雇用契約を締結した市外からの就労者及び外国人で、市内の民間賃貸住宅に入居する者</p>	<p>半年ごとに就労を確認し、1か月の家賃の2分の1の額（上限4万円）の6月分を6回に分けて交付。ただし、住宅手当が支給される場合は家賃から住宅手当を除いた分の2分の1の額とし、6月に満たない場合は実際に居住した月までの分を交付する。</p>	<p>市内の介護事業所での就労開始から半年間ごとに助成金の6月分を6回申請</p>

年 月 日

南相馬市長

住所
(申請者) 氏名 ⑩
電話番号

介護事業所就労支援助成金交付申請書兼請求書

南相馬市介護事業所就労支援助成金の交付を受けたいので、下記の同意事項に同意の上、南相馬市介護事業所就労支援助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 事業の種類（該当事業のチェック欄（□）に「レ」を記入してください）

就労奨励金事業（金 円）

住宅手当助成金事業（金 円）

2 奨励金及び助成金交付申請額（請求） 金 円

3 同意事項

- (1) 申請者及びその世帯員が、南相馬市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴団員等でないことを、市長が必要に応じ、その事実を南相馬警察署長に照会すること。
- (2) 本市の住民として移住の意思を持って居住すること。
- (3) 要綱第6条に規定する事項に該当する場合は、同条の規定に基づき既に交付を受けた奨励金又は助成金を返還すること。
- (4) 奨励金及び助成金を交付するにあたり、就労状況を就労先へ紹介すること。

別紙1

事業名	就 労 奨 励 金 事 業			
申請世帯の状況	申請者		生年月日	年 月 日
	配偶者		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
転 入 日				
前 住 所 地				
就 労 事 業 所	事業所名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	就労開始日	年 月 日		
介護資格の有無	有 ・ 無			
介護資格の名称				
国 籍 名				

(事務局確認事項)

就 労 期 間 (半年ごと)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
-------------------	---------------------

添付書類

- ① 世帯全員の住民票の写し（1箇月以内に発行されたもの）
- ② 介護事業所との雇用契約書の写し
- ③ 資格証明書の写し
- ④ 在留資格証明書の写し
- ⑤ 免許証又はマイナンバーカードの写し

別紙2

事業名	住宅手当助成金事業			
申請世帯の状況	申請者		生年月日	年 月 日
	配偶者		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
	子		生年月日	年 月 日
転入日	年 月 日			
前住所地				
就労事業所	事業所名			
	住所			
	電話番号			
	就労開始日	年 月 日		
国籍名				
賃貸住宅	名称			
	住所			
	借主			
	貸主名称	電話番号		
(事務局確認事項)				
就労期間 (半年ごと)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

添付書類

- ① 世帯全員の住民票の写し（1箇月以内に発行されたもの）
- ② 介護事業所との雇用契約書の写し
- ③ 在留資格証明書の写し
- ④ 賃貸契約の写し
- ⑤ 住居手当の有無が確認できる書類
- ⑥ 免許証又はマイナンバーカードの写し

年 月 日

南相馬市長

住所
 (申請者) 氏名
 電話番号

印

振込依頼書

南相馬市介護事業所就労支援助成金は下記の口座へ振込を依頼します。

記

振込金額	円
金融機関名	銀行 金庫 本店・支 店 組合
フリガナ	
口座名義人	
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	

添付書類

- ① 預金通帳の写し

南相馬市指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

南相馬市長

介護事業所就労支援助成金交付決定書

年 月 日付けで交付申請のあった、南相馬市介護事業所就労支援助成金については、下記のとおり決定したので、南相馬市介護事業所就労支援助成金交付要綱第5条に基づき通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 否

2 情勢金の額 就 労 奨 励 金 金 円

住宅手当助成金 金 円

3 否の理由

4 交付の条件

- (1) 南相馬市介護事業所就労支援助成金の交付申請に係る書類は、奨励金又は助成金が交付された年の翌年度から起算し5年間保存すること。
- (2) 南相馬市介護事業所就労支援助成金交付要綱第6条に規定に該当する場合は、交付された奨励金又は助成金を返還すること。